

**令和元年度
指定障害福祉サービス
事業者等集団指導
【訪問系サービス・移動支援事業】**

第2部

**令和元年10月
横浜市健康福祉局障害福祉課**



本日の説明の流れ

第2部



- 1 横浜市の事業所指導
- 2 法改正・制度改正等について
- 3 事例検討～実地指導の現場から～
- 4 今後の実地指導
- 5 その他
- 6 地域生活支援拠点について
- 7 計画相談支援事業について
- 8 障害者虐待の防止と対応
- 9 情報公表制度について

1 横浜市の事業所指導

集団指導は何のためにあるのでしょうか？

どうして毎年参加しなくてはいけないの？
忙しいのに・・・

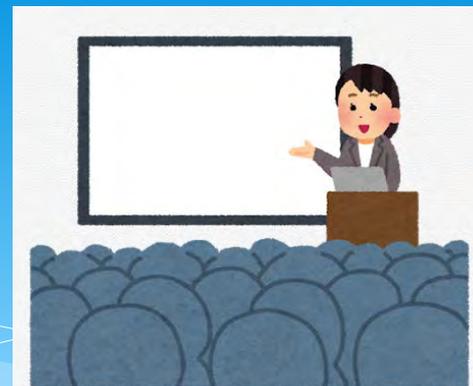


横浜市の指導・監査の実施形態

指導	実地指導	法令等の基準に定めるサービスの取扱い、給付費の請求等について周知徹底することを方針として、指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。
	集団指導	指定障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
監査	サービスの取扱いや給付費の請求等について、基準違反、不正又は著しい不当等が認められる場合若しくは疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として行う。	



集団指導の役割



☆横浜市のルールを確認する場

- ・各事業者が統一したルールで利用者を支援する

☆事業経営者としての責任を再確認する場

- ・ヘルパーの管理や指導を適切に行う

⇒確認しておくことで…

- ・不適切な請求を防ぐことができ、安定した事業所運営につながる！
- ・よりよい支援を行うことで、利用者の安心につながる！

サービスに対する責任を負うのは、各ヘルパーではなく、事業者です。現場の把握をしっかりと行い、適切なサービス提供を行っていただくようお願いします。

2 法改正・制度改正等 について



訪問系サービスの改正点

R元年10月1日～

<内容>

- * 福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】
- * 現行の福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率の一部見直し（2021年度報酬改定に向けた措置）
- * 消費税引き上げに伴う基本報酬単位数への上乗せ

<居宅介護等>

①福祉・介護職員等**特定**処遇改善加算【**新設**】

1 基本的な考え方

- ・**現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて**、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うためのもの
- ・リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、**経験・技能のある職員に重点化**
- ・障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、**その他職種にも一定程度処遇改善**を行う柔軟な運用を認める

<居宅介護等>

①福祉・介護職員等**特定**処遇改善加算 **【新設】**

2 加算率

所定単位数に下記を乗じて算出

	特定加算(Ⅰ)	特定加算(Ⅱ)
居宅介護	7.4%	5.8%
重度訪問介護	4.5%	3.6%
同行援護	14.8%	11.5%
行動援護	6.9%	5.7%

<居宅介護等>

①福祉・介護職員等**特定**処遇改善加算【新設】

3 算定のための要件

- ア 配置等要件 …特定事業所加算を算定
- イ 現行加算要件 …現行の処遇改善（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）取得
- ウ 職場環境要件 …賃金改善以外に「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」及び「その他」のそれぞれについて1つ以上の取組を実施すること及びそのことに要した費用について全ての職員に周知
- エ 見える化要件 …特定加算に基づく取組についてホームページへの掲載等により公表していること（R2年度～）

ア～エの全ての要件を満たす場合 ⇒ 特定加算（Ⅰ）が取得可能
イ～エの要件を満たす場合 ⇒ 特定加算（Ⅱ）が取得可能

<居宅介護等>

①福祉・介護職員等**特定**処遇改善加算 **【新設】**

4 事業所における配分方法

趣旨に沿った配分を行うため、事業所の全従業者を次の3つのグループに分類し所定の条件に合うように配分する

【Group1】…経験・技能のある障害福祉人材

- ・勤続年数10年以上の介護福祉士等の所定の資格を持つ福祉・介護職員
- ・サービス提供責任者

【Group2】…ほかの障害福祉人材

- ・勤続年数10年未満の介護福祉士等の所定の資格を持つ福祉・介護職員
- ・所定の資格を持たない福祉・介護職員

【Group3】…1・2に属さないすべての職種(管理者、事務職等)

<居宅介護等>

①福祉・介護職員等**特定**処遇改善加算 **【新設】**

5 配分の具体的条件

- ア Group1のうち、1人以上について「賃金改善見込額が8万円以上」
又は「改善後の賃金年額440万円以上」であること
- イ Group1の平均賃金改善額がGroup2の平均賃金改善額の2倍以上
であること
- ウ Group2の平均賃金改善額がGroup3の平均賃金改善額の2倍以上
であること
- エ Group3の賃金改善額の賃金見込み額が年額440万円を上回らな
いこと

※特定処遇改善加算について、詳細・申請方法については下記をご確認ください。
障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>6. お知らせ(県内共通)

<居宅介護等>

② 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の一部見直し

- * 2021年度報酬改定で見直し予定
- * 今回の報酬改定において、暫定的な見直し実施

<具体的改定内容>

- ・常勤換算従事者数が20人以上であって、1か月の訪問回数1に対して、1か月の常勤換算従事者数1以上の事業所の加算率を次のとおり見直す

(見直し対象事業所の処遇改善加算の加算率)

	加算(Ⅰ)(旧→新)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3% → 30.2%	22.1% → 22.0%	12.3% → 12.2%
重度訪問介護	19.2% → 19.1%	14.0% → 13.9%	7.8% → 7.7%
行動援護	25.4% → 25.0%	18.5% → 18.2%	10.3% → 10.1%
同行援護	30.3% → 30.2%	22.1% → 22.0%	12.3% → 12.2%

<居宅介護等>

③消費税引き上げに伴う基本報酬単位数への上乗せ

- * 消費税率10%への引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定について、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引き上げ分(110/108-1)を乗じた改定率とする



$$= 23.9\% (\text{障害福祉サービス等全体の課税経費割合}) \times (110/108 - 1)$$

移動支援事業の改正点

H31年4月1日～

<内容>

- * 喀痰吸引等実施加算【新設】
- * 通学通所支援の報酬改定



<移動支援>

①移動支援中に喀痰吸引等の医療的ケアを実施した場合の加算【新設】

喀痰吸引等を実施するヘルパー、事業所として神奈川県と横浜市に登録をした場合、移動支援のサービス中に喀痰吸引等を実施すると1日あたり100単位(1,096円)の「**喀痰吸引等実施加算**」を算定できます。

※神奈川県への登録・・・

「認定特定行為業務従事者」・「登録喀痰吸引等事業者(または登録特定行為事業者)」として登録

※横浜市への登録・・・

喀痰吸引等を実施する移動支援事業所として登録(サービス追加申請)

<移動支援>

②通学通所支援の報酬の引き上げ

平成31年4月より、通学通所支援の報酬を移動介護と同額に引き上げました。

単位数が変更になっているので、請求時には最新のサービスコード表をご確認ください。

例：通学通所支援(個別支援型)の報酬（単位：円）

	H30年4月～	H31年4月～
0.5時間	1,808	2,466
1.0時間	2,630	3,945
1.5時間	3,452	5,425
2.0時間	4,274	6,247



3 事例検討

～実地指導の現場から～



4つの事例を紹介します

これから紹介する事例は、実地指導の中で
質問や指摘の多い項目を事例としています。

あなたの事業所は

こんなこと…ありませんか？

() に入る言葉を埋めながら、
皆さんも一緒に考えてみましょう！



3) 事例検討①

移動支援事業所〇は、ヘルパー兼運転手1名が、同一の出発地から、利用者A・Bの2名に対しグループ支援型（外出準備含む）の支援、利用者Cに対し乗降介助、計3名の通学通所支援を1台の車両で行っていました。

3名の通学通所支援は、9時から開始、9時45分に終了しますが、記録については次のとおりで、運転の時間についてサービス提供報告書には記載がありませんでした。

①9:00~9:10	}	<u>乗降介助1回</u> の請求	②9:10~9:40
9:40~9:45			⇒ <u>グループ支援0.5h</u> の請求

また、利用者から輸送の運賃を徴収するつもりがなく、車両について特に届出を行うことなく使用していました。

3) 事例検討①

移動支援のサービス類型 → ①個別支援型②グループ支援型

移動介護・通学通所支援とも、「個別支援型」と「グループ支援型」があります。

①個別支援型

利用者1人に対してヘルパー1人で支援を行います。

ヘルパー



利用者

②グループ支援型

複数の障害者に対する同時支援です。

(同一の出発地から同一の目的地へ移動する場合)

※ヘルパー1人に対して利用者は**最大()人まで**
(安全性が確保できる範囲のみ)

※2人介護の対象の方も可(利用者2人分で換算)



ヘルパー

利用者

【注意点】

請求方法：サービス提供報告書や報酬単価は「個別支援型」と「グループ支援型」に分かれています。

支援人数：「グループ支援型」の人数比は各事業者において判断するため、利用者に対してのアセスメントを適切に行う必要があります。

3) 事例検討①

サービス類型③乗降介助（通学通所支援）

通学通所支援には、「乗降介助」のサービスがあります。

③乗降介助とは

ヘルパーが運転する車で、通学通所先に移送を行った場合の乗車介助及び降車介助を行う支援です。（片道「1回」で算定、運転中は算定外）



【注意点】

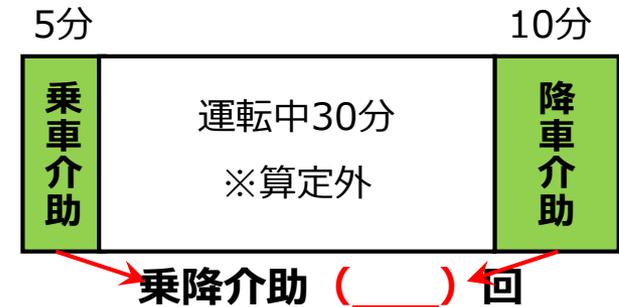
- ・支給決定は分かれています。乗降介助1回＝通学通所支援0.5時間として換算。
- ・安全が確保できる場合のみ、車1台につき**利用者（ ）人まで対応可能**。

3) 事例検討①

サービス類型③乗降介助の対応事例

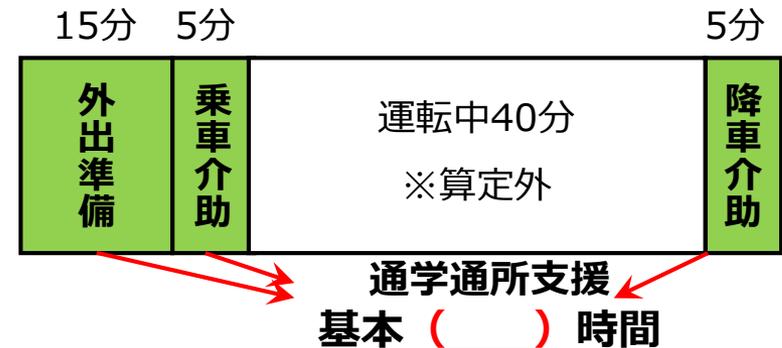
例1：乗車介助5分、運転30分、降車介助10分

⇒ 乗車介助+降車介助=15分について、
乗降介助（ ）回の算定が可能です。



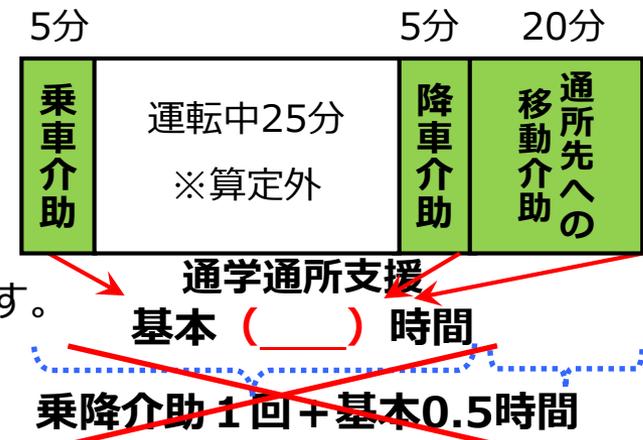
例2：通所の支度15分、乗車介助5分、
運転40分、降車介助5分

⇒ 外出準備と乗車・降車介助を合わせて
20分以上であるため、通学通所支援
基本（ ）時間の算定が可能です。



例3：乗車介助5分、運転25分、降車介助5分、
駐車場所から通所先までの移動介助20分

⇒ 乗車・降車介助と通所先までの移動介助を
合わせて20分以上であるため、
通学通所支援基本（ ）時間の算定が可能です。
乗降介助とその後の移動介助を分けて
算定することはできません。



3) 事例検討①

支援方法の注意点

- ① 1つの活動中に複数のサービスを混在させることは不可
(ただし、個別支援については可)
- ② グループ支援は「同一の出発地から同一の目的地」へ移動する場合に支援可
(ただし、車両を利用した支援で、必要時間(最短の利用経路)で決定された支給決定の範囲内であれば、途中で他の利用者をピックアップすることは可)

※詳しくは「横浜市移動支援事業における車両を利用した支援に関する取扱いについて(平成30年7月10日横浜市健康福祉局障害福祉課通知)」を参照

【問題点1 支援方法】



今回の事例では、1台の車の中でグループ支援・乗降介助のサービスを混在させてサービス提供を行っていましたが、制度対象外です。



3) 事例検討①



【問題点2 算定外について】



ヘルパーが車を運転している間は支援を行っていないため、算定できません。

<算定対象とならないサービス>

～同行援護や移動支援等、外出系サービス～

- ・ 利用者の経済活動に係るサービス（通勤含む）
- ・ 事業者や団体が企図する活動中の外出
- ・ サービス提供者に資格・習熟・用具の準備を求める活動
- ・ スポーツやカラオケを一緒に行うこと、プールや温泉に一緒に入る（入浴介助含む）など活動そのものの支援
- ・ ヘルパーが単独で外出する活動
- ・ 利用者が自動車等の移動手段を自ら運転する外出
- ・ 通年かつ長期に渡る支援（通学通所支援を除く）

3) 事例検討①



【問題点2 算定外について】

<算定対象とならないサービス>

～居宅介護等、訪問系サービス～

- ・ 利用者が不在時、経済活動中に行ったサービス
- ・ 利用者以外のために行った家事援助 ※育児支援は除く
- ・ 特別手間のかかる調理や大掃除等、日常的な支援ではない家事援助
- ・ 留守番行為や預かり支援
- ・ 医療行為やリハビリ、散髪行為等

⇒詳しくは運営ガイド第5版P49を参照してください。

制度対象外である（＝算定外）と知りながら、その時間も給付費を算定する行為は、**不正請求**と見なす場合があります。

3) 事例検討①



【問題点3 車両を利用した支援について】



車両を利用してサービスを提供するためには、
道路運送法上の（_____）または（_____）が必須。

- 道路運送法上の許可・登録を受けずに利用者の輸送を行った場合、介護報酬の対象外となります。
- 車両を利用してサービスを行った場合、ヘルパーの報酬とは別に、道路運送法上の許可・登録を受ける際に事業所が設定した運賃を適正に利用者から徴収してください。
- 運賃については、重要事項説明書等の書面により明らかにし、利用者に対して説明を行い、同意を得る必要があります。

3) 事例検討一①

【問題点3】

(参考)

種類	道路運送法	運転者資格
介護タクシー	第4条または第43条	二種免許 (一般車両の場合は研修 またはヘルパー資格が必須)
ヘルパーの自家用車による輸送 (居宅介護または訪問介護の指定+介護タクシーの許可を受けた事業所のみ)	第4条または第43条 + 第78条3項	一種または二種免許+ ヘルパーの資格 (一種免許の場合は講習 または研修が必須)
福祉有償運送	第78条第2項該当 第79条登録	一種または二種免許 (一般車両の場合は研修 またはヘルパー資格が必須)

3) 事例検討一①

【問題点3】

(参考)

- ・ 介護輸送に係る法的取扱いについて
(平成18年9月 国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
- ・ 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について
(平成30年3月30日事務連絡・自動車局旅客課長)

<問い合わせ先>

- ・ 道路運送法の許可、登録、介護タクシーについて
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局
輸送担当 TEL : 045-939-6801
- ・ 福祉有償運送の登録について
横浜市健康福祉局福祉保健課 TEL : 045-671-3427

3) 事例検討一②



行動援護の指定を取得した事業所Aは、初めて利用者と契約することになりました。いつもの新規契約と同じように、アセスメントを実施し、計画書に同意を得て、初回サービスの日を迎えました。

当日は「行動援護従業者養成研修」を終了したばかりのヘルパーを派遣しサービスを提供。通常通りの記録に基づき、翌月の請求の際には満額で請求を行いました。

3) 事例検討②

【ポイント 支援計画シートの作成】

知っていますか？
行動援護では

「支援計画シート」と

「支援手順書兼記録用紙」が必要です。



「行動援護計画書」とは別！

支援計画シート等の未作成の場合、

報酬は **() %減算**

支援計画シート
等未作成減算

【報酬告示 別表第4-1注2の2、留意事項通知第二の2(4)⑤】

支援計画書兼記録用紙(記載例)		支援計画書(特例)	作成日(作成の月日)
利用者の氏名	種別	支援計画書(特例)	作成日(作成の月日)
利用者A	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者B	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者C	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者D	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者E	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者F	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者G	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者H	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者I	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者J	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者K	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者L	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者M	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者N	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者O	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者P	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者Q	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者R	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者S	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者T	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者U	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者V	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者W	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者X	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者Y	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01
利用者Z	1300-1500	支援計画書(特例)	2023/03/01

3) 事例検討②

【ポイント 行動援護に必要な資格】

証明書もらうの忘れてた...



() は資格の一部です。
資格証とセットで保管していますか？

<資格証>

行動援護従業者養成研修終了証など



<実務経験証明書>

知的・精神障害児・者への直接処遇経験の期間及び実際に支援を行った実日数の証明

両方ないとサービス提供できません

3) 事例検討一②

運営ガイド第5版
P.7

【ポイント 行動援護に必要な資格】

サービス提供責任者

下記①または②の要件を満たすこと

<資格>

①行動援護従業者養成研修過程
又は強度行動障害支援者養成研
修修了者

②居宅・重度訪問介護のサービ
ス提供責任者の要件を満たす者



<実務経験>

①知的障害児・者または精神
障害児・者への直接処遇経験
3年以上540日以上



②知的障害児・者または精神
障害児・者への直接処遇経験
5年以上900日以上

※ただし、②は令和3年3月31日まで認められた経過措置

3) 事例検討②

運営ガイド第5版
P.10

【ポイント 行動援護に必要な資格】

サービス提供者（ヘルパー）



下記いずれかの要件を満たすこと

<資格>

①行動援護従業者養成研修過程
又は強度行動障害支援者養成研
修修了者

②旧知的障害者外出介護従業者
養成研修等

③初任者研修、介護福祉士等

+

+

+

<実務経験>

①知的障害児・者または精神
障害児・者への直接処遇経験
1年以上180日以上

②①に同じ

③知的障害児・者または精神
障害児・者への直接処遇経験
2年以上360日以上

※ただし、②は時期報酬改定で廃止検討③は令和3年3月31日まで認められた経過措置

3) 事例検討③



A事業所はこれまで、サービス提供の際に複写式の記録用紙を使用してきましたが、ペーパーレスのため、タブレット端末による**記録の電子化**を行うことになりました。

ヘルパーが利用者さん宅で入浴の介助を行い、端末に時間やサービス内容を入力し、お宅に設置したICタグを読み込んで送信し、サービスを終了しました。

管理者は送信された記録を確認したところ、1時間の計画で支援を予定していたところ、42分で終了していきわかりましたが、そのまま1時間で請求しました。

この事例で問題となるのはどの部分でしょうか？

3) 事例検討一③

【前提として…】

そもそも「記録」って何？



- ・ 報酬請求を行う となる重要な書類
- ・ 事業所として適正なサービス提供をしたことを証明できる唯一の資料

3) 事例検討③

【振り返ってみましょう】

この事例では、サービス提供を行った際に時間や内容などをタブレット端末にて入力しています。

しかし！



ICタグの読み込み
だけでは不十分！

端末に入力した日時や内容について、**利用者**に確認し了解を受けていないので、**サービス提供の「記録」としては不備となります。**

※前スライド②の要件を満たしていません！

3) 事例検討一③



【ポイント1 記録を電子化する場合の扱い】

・手書きの記録の時と同様に利用者からの確認は必ず必要です。入力した内容の確認を受けましょう。

・後から利用者が記録を確認できる仕組みがあれば提供しましょう。

→複写式の利用者用控えに代わるweb上の閲覧機能等

・必ずサービス内容（外出支援系のサービスは特に）の記録をお願いします。

→（外出の目的、行き先、交通手段、待機時間等）

3) 事例検討③

【ポイント2 計画時間と実績時間】

当初予定していた計画時間と実際のサービス提供と合致しない場合で、その時間に大幅なかい離がある場合や開始時間が変更になる場合



() 時間から実績と合う時間に変更して算定。
大幅なかい離とは (分) 以上。 ※家事援助は8分以上

※サービス提供実績記録票及びサービス提供報告書の計画時間の修正を行う場合は、二重線等により行い、利用者からの確認が必要です。

※大幅なかい離がある場合、請求システムにおいて自動で計算される算定時間が適切に表示されているか確認してください。

3) 事例検討一③



【ポイント3 報酬請求上の所要時間の考え方】

- ・ 算定可能な**最小時間**

- ✓ サービス最小単位の内、 以上

- 例) 身体介護0.5の場合… から請求可能

- ・ **端数処理**が必要な場合（横浜市の取扱い）

- ✓ 最小時間を超えたところから、**1 / 2 未満**の時間

- 例) 身体介護35分のサービス提供

- = 5分切り捨て処理（身体 での請求）

3) 事例検討③



【ポイント3 報酬請求上の所要時間の考え方②】

・ 2時間空けルール

: 1日に複数回算定する場合で同じサービスの間隔が2時間以上空いていない場合には通算して1回のサービスとして算定（重度訪問介護、行動援護を除く）

・ 複数のヘルパーが交代して提供した場合

: 利用者からみると1回のサービス提供となるので、1回のサービスとして合計の所要時間で算定

・ 算定外となる時間

: 通院時の診察室・検査室内、リハビリ、マッサージ、散髪中、ヘルパー自ら車両等を運転している時間等算定対象とならない時間や単なる待機時間は算定外

上記についても請求時によく確認を！

3) 事例検討一④

介護事業所Dは、市に対して居宅介護の特定事業所加算Iを申請・取得していました。

ある時、実地指導で来た市の職員に「今のままでは特定事業所加算を算定する要件が足りていません。早急に見直すか、返還してください」と指摘を受けました。

次のスライドに記された事業所の状況を確認し、改善点を考えてみてください。

3) 事例検討一④

1. 事業所内で行っている研修はないが、ヘルパー各自で研修へ行くよう指示をしている。実際に行っているか、事業所は関知していない。
2. サービス提供責任者だけで、3か月に一度はカンファレンスを行っている。
3. 事業所から健康診断を受診するための補助を出していない。常勤職員の中にも、受診していない者がいる。
4. 新たに採用したヘルパーは、サービス提供責任者からメールで簡単な指示を受けた後、実際のサービスを一人で行う。

3) 事例検討一④

特定事業所加算

- 専門性の高い人材を確保し、介護度の高い利用者や支援が困難な場合に対しても積極的に提供するといった、()を実施している事業所を評価するための加算
- ✓ 加算取得には ()を整える必要があります！

3) 事例検討一④

(体制)要件

- 計画的な研修の実施
 - 会議の定期的開催
 - 定期健康診断の実施
- 等

(人材)要件

- 従業者要件
- サービス提供責任者要件

重度障害者 (対応)要件

**詳しくは、運営ガイド第5版
P.63を確認してください。**

3) 事例検討一④

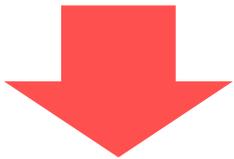
特定事業所加算の要件を踏まえて…

**この事業所の状況を
振り返ってみましょう！**



3) 事例検討一④ 【ポイント1 研修】

事業所内で行っている研修はないが、ヘルパー各自で研修へ行くよう指示をしている。実際に行っているか、事業所は関知していない。



- ✓ 研修はサ責・ヘルパーごとに、（ ） 具体的な目標や課題を設定して、（ ） を策定して実施する
- ✓ 外部研修の場合、事業所として研修内容を把握し、ヘルパーがどのような研修を受講したか確認する

3) 事例検討一④ 【ポイント2 定例会議】

サービス提供責任者だけで、3か月に一度はカンファレンスを行っている。



- ✓ に一度、登録ヘルパーも含む
- が参加するミーティングを実施する
- ✓ 会議の開催状況は、その概要を議事録等に起こして
保管しておく

ポイント

必ず全員が一堂に会する必要はなく、サ責ごとにヘルパーをいくつかのグループに分けて開催してもよい

3) 事例検討一④ 【ポイント4 同行研修】

新たに採用したヘルパーは、サービス提供責任者からメールで簡単な指示を受けた後、実際のサービスを一人で行う。



- ✓ 新たに採用したヘルパーは、熟練した従業者等の （ ）研修によって、適切な指導を行う
- ✓ 通常の研修と同様に、実施した内容等について、適宜 （ ）を作成する

3) 事例検討一④

加算取得の際は、
必要な要件の確認を！

詳しくは、運営ガイド第5版 P.63を参照してください。

4 今後の指導について

～重点的に確認する項目～

- ✓ サービス提供要件の不足
- ✓ 不適切な算定や記録不足
- ✓ 加算要件等の重大な不備



重点的に確認をします！

(1) サービス提供要件の不足

資格要件の不足

✓ サービス提供責任者の要件が不足していた場合

事業所としての要件を満たしていないため、該当サービスの給付費は**全額**返還対象です。

✓ 従業者の要件が不足していた場合

サービス提供者としての要件を満たしていないため、**該当者が行ったサービスの給付費のみ**返還対象です。

(1) サービス提供要件の不足

実務経験の不足

実務経験が必要なサービス提供資格は、**実務経験証明書を取得することによって**、資格要件が足りていることを確認してください。

各事業所では、資格証と一緒に実務経験証明書も保管することが必要です。

(2) 不適切な算定や記録不足

不適切な算定

サービス提供中の時間であっても、算定できない部分が発生する場合があります。その場合は、対象の時間を請求時間に含めないでください。



例として…

ヘルパーが運転中の時間 や、
診察室・リハビリ中の時間 は算定対象外です。

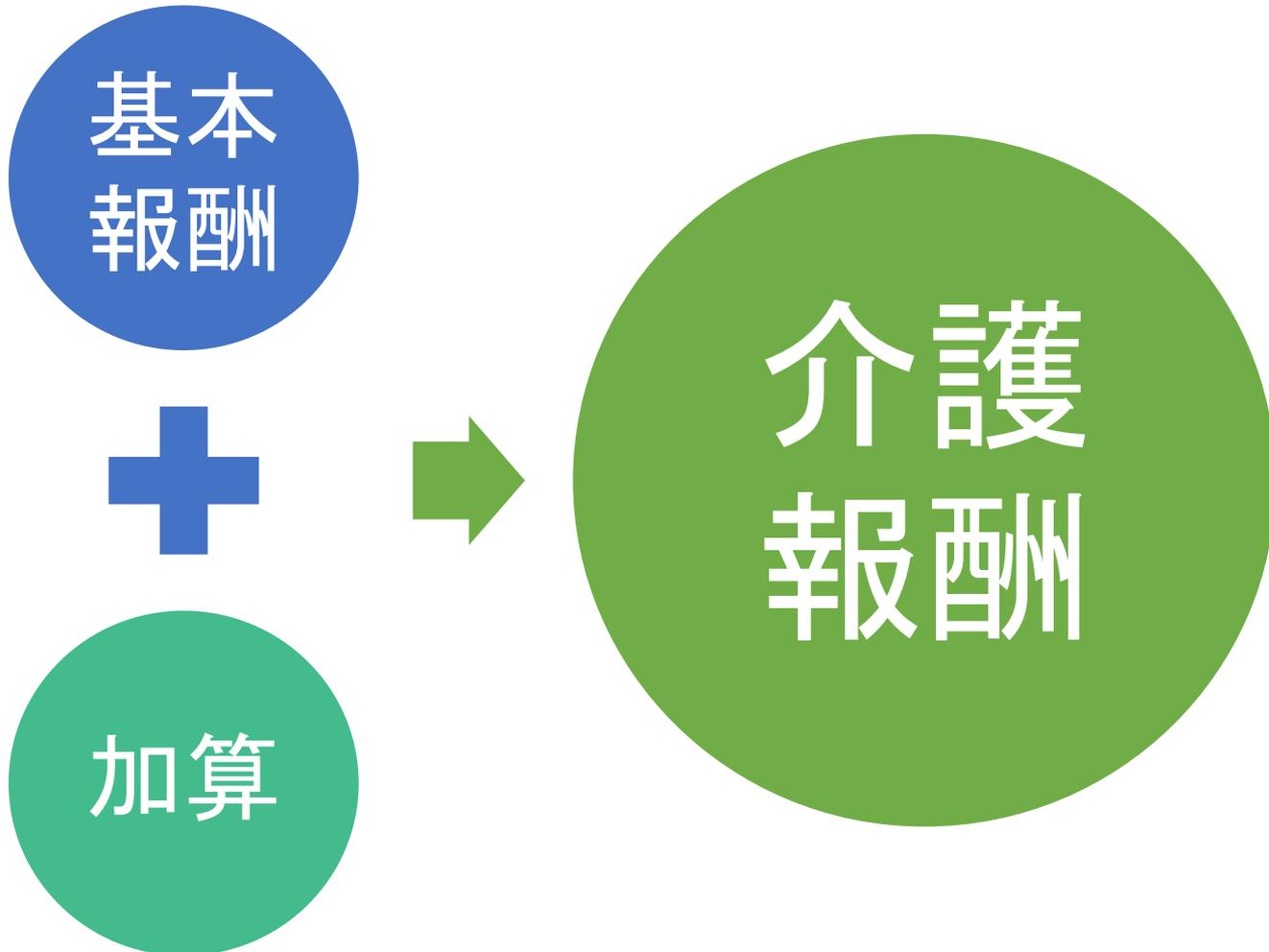
(2) 不適切な算定や記録不足

記録の不足

日々のサービス提供記録は、計画に基づいて行ったサービス内容を過不足なく記載し、利用者からも確認を得ることが必要です。

算定ができない部分（ヘルパーの運転中や診察室等の待機時間）についても、**日々の提供記録に残しておく**ことで、請求の根拠としてください。

(3) 加算要件等の重大な不備



(3) 加算等要件の重大な不備

支援計画シート等未作成減算

平成30年4月より、行動援護を実施する際には支援計画シートと支援手順書兼記録用紙の作成が必須とされました。作成には必ずインタビューやアセスメントを行い、利用者の支援に寄与してください。

なお、全く作成されていない、実際の支援に対する評価がない、内容が不足している等の不備が認められた場合は、5%の減算処理をお願いします。

(3) 加算等要件の重大な不備

特定事業所加算

取得するサービス、加算区分によって要件が異なるため、申請する際には**事業所の体制等を確認**してください。

個別研修や月に一度の全体ミーティング、健康診断の未実施、人材要件の不足等の不備がいくつも認められる場合は、加算部分の返還を指示することがあります。

(3) 加算等要件の重大な不備

加算取得の要件を示すためにも、
記録を残しましょう！



(4) 自己点検

平成30年度 横浜市障害福祉サービス自己点検書 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援】

点検日	平成 年 月 日		点検者(職・氏名) ※原則として管理者が行ってください。
事業所	事業所番号	14	
	フリガナ		
	名称		
	所在地	〒	
	電話番号		

◎「勤務形態一覧表」(平成30年 月分)を添付してください。

以下の点検項目について、記載のとおり実施している場合は回答欄に「○」を、記載のとおり実施していない場合は「×」を記入してください。
なお、点検項目に該当しない場合(例: 指定を取っていない、加算を未算定である等)は、特記「-」を引いてください。
点検した結果、「×」と回答した項目は基準等に違反している状態です。速やかに基準等を満たすよう改善してください。

※ これは横浜市に所在する事業所用です。

※ 「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「移動支援事業」については、別記がなければ、記載中の「指定居宅介護(又は居宅介護)」に準ずるものとします。

1 人員基準について

(1) 管理職	回答欄
問1 定数専任職員を配置している。 (ただし、管理業務に支障がない場合は、当該居宅介護事業所の他の職務、同一敷地内の事業所等の職務を兼務することは可能。)	
問2 管理者は、出勤簿等によって勤務状況(勤務時間数)が明確になっている。 ※ 法人役員として兼務している管理者であっても、出勤簿等による確認は必須です。	

(配置状況)

貴事業所の管理者の氏名や業務状況について記載してください。

- 当該居宅介護事業所内で他の職種を兼務している場合には、その職種名(例: サービス提供責任者)を記載してください。
- 同一敷地内の他の事業所(他のサービス)で兼務している場合には、事業所名、サービス名、職種名及び1週あたり1日の勤務時間数を記載してください。
(例: ○○ケアセンター(訪問介護支援事業) 管理者 週20時間)

管理者氏名	業務の有無	業務の有無	有	無
当該居宅介護事業所で兼務する職種				
同一敷地内で兼務する他の事業所名	事業所名称	時間数 (1週あたり)		時間/週
	職種			

日々の業務について、
年に一度は自己点検を！

5 その他

<お知らせ>

ガイドヘルパー等養成研修受講料助成について

詳細や申請書様式は
市HPをご確認ください。

助成対象研修

- ・全身性障害者ガイドヘルパー養成研修
- ・知的障害者ガイドヘルパー養成研修
- ・同行援護従業者養成研修(一般課程)
- ・行動援護従業者養成研修

注意

※予算額に達し次第、今年度の助成は**終了**になります。昨年度は多数の申請を頂いたため、年度途中で終了となりました。

今年度は現在も申請受付中です。既に要件を満たしている方はお早目の申請をお願いします。

横浜市民の方へ 横浜市健康福祉局

平成31年度 ガイドヘルパー等養成研修 受講料助成のご案内

2万円まで助成します!

横浜では、障害者プラン(第3期)の一環として、市内で活躍していただけるガイドヘルパー等を増やすために研修受講料の助成を行っています。助成対象の研修を受講した際は是非この制度をご活用ください。

◆助成対象要件

	ガイドヘルパー養成研修	同行援護従業者養成研修	行動援護従業者養成研修
対象となる研修	神奈川県認定事業者が実施するガイドヘルパー養成研修	一般課程のみ	行動援護従業者養成研修
研修期間	研修終了後、1年以内とします。		
就業状況	研修終了後と就業開始日のいずれか近い方の日を就業日として3ヶ月以上経過し、かつ研修料も返還して就業していること		
就業先事業者(横浜市内の事業所に限る)	横浜市移動支援事業者の登録を受けている事業者	同行援護事業者の認定を受けている事業者	行動援護事業者の認定を受けている事業者
サービス提供実績	終了した研修に対応する障害種別の利用者に対するサービス提供が1年以上		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に横浜市内であること ・雇用形態が人材派遣形態でないこと ・他の助成機関等から本研修に関わる助成を受けていないこと ・(就業先が申請料を負担している場合も対象外です) ・平成29年度以降に申請し、本助成を受けなかった方がないこと ・(平成27年度以前に助成を受けた方が有田輝が対象です) ・暴力団員でないこと 		

◆助成金額

- ・2万円を上回して、研修費に要した費用を助成します。
- ・(研修費制には、必須のテキスト代は別記載、消費税を含みます、平均受講料まで)
- ・予算は500万円です。予算額に達し次第終了しますので、要件を満たす方は早めに申請してください。

◆申請方法

第1～3号様式と研修終了証の写し、横浜市内であることが証明できる書類(住民票や運転免許証(自動車)、健康保険証(住所が確認できる型)の写し等)を下記窓口へお送りください。

申請書様式や詳細は、市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyorokushikouhou/kyorokushikouhou/kyorokushikouhou/kyorokushikouhou.html> (市ホームページ)

【お問い合わせ・申請書等送付先】
〒221-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル6階
横浜市健康福祉局 障害福祉課 事業者養成課
TEL:671-2402 FAX:671-3666
※申請・お問い合わせの際は必ずお名前をお知らせください。



<ご案内>

ガイドヘルパースキルアップ研修について

～令和元年度の開催講座～
※既に終了

- ・ベーシック編(ヘルパー向け)
＜身体分野＞
身体障害の理解
＜知的分野＞
自閉症の特性の理解
＜精神分野＞
高次脳機能障害の理解と支援
- ・アドバンス編(サ責向け)
アセスメントと支援計画の作成
を学ぶ
前編・後編

＜横浜市障害者移動支援事業従事者研修＞
令和元年度
横浜市ガイドヘルパースキルアップ研修
開講のご案内

横浜市では、移動支援事業に従事する方へ向けて、スキルアップを目的に平成23年度向けの「ベーシック編」、サービス提供責任者向けの「アドバンス編」(9月実施予定)を実施内容です。先着順のお申込みとなります。奮ってお申込みください。

ベーシック編 知的分野
テーマ：「**自閉症の特性の理解**」

1 講師
知的分野講師
NPO法人みらい 事務局長 藤井 亘 氏

＜講師からのコメント＞
「ガイド中に突然走りだす」「予定の変更をたたくに拒否する」「突然泣き出したり怒ってしまったりする」など・・・
「自閉症」の方の特性に合わせた支援計画(アセスメント)を学ぶことで、そのような困りごとを解決できるかもしれません。自閉症という障害の特性を知ることの人の気持ちが変わるかもしれません。

2 対象
移動支援に従事するヘルパー等(定員50名程度)

3 日
(1) 令和元年 7月19日(金) 10:00～12:30
(2) 令和元年 7月24日(水) 14:00～16:30
※ 同内容で2回開催します。都合の良い日程でご参加ください。

4 場所
横浜市開港記念会館 (横浜市中区本町1丁目6番地)
＜交通＞みなとみらい線「日本大通り」駅下車 徒歩1分

5 参加費
無料

6 申し込み方法
下記のいずれよりお申し込みください。当日は参加票として、開始時間の20分前から受付開始します。
※申込期限：7月10日(水)17:00
(ただし、定員に達した場合はその時点で締め切らせていただきます。)

パソコンから
：<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yoko>
スマートフォンから
：<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yoko>
QRコード
：スマートフォンはこちら

【問合せ】
横浜市健康福祉局障害福祉課 事業育成担当
TEL.045-671-2402

＜横浜市障害者移動支援事業従事者研修＞
令和元年度
横浜市ガイドヘルパースキルアップ研修
開講のご案内

横浜市では、移動支援事業に従事する方へ向けて、スキルアップを目的に平成23年度から研修を実施しています。今年度は現在者向けの「ベーシック編」、サービス提供責任者向けの「アドバンス編」を実施しております。事業所内研修にも活用できる内容です。先着順のお申込みとなりますので、奮ってお申込みください。

アドバンス編
テーマ：「**アセスメントと支援計画の作成を学ぶ**」

1 講師
横浜市発達障害者支援センター発達障害者支援マネジャー
神田 宏 氏

＜講師からのコメント＞
「急に飛び出してしまふ」、「社会のルールが守れない」、「外出先でトラブルになってしまう」、「自閉症」の方の特性に合わせた支援計画(アセスメント)を学ぶことで、そのような困りごとを解決できるかもしれません。今回は、ガイドヘルパーをするうえで必要な自閉症の方のアセスメント方法と支援計画の作り方を実際の事例を通じて学びます。

2 対象
移動支援事業所のサービス提供責任者 (今後従事予定の方を含む)
※2016年度以降に新規で横浜市に移動支援事業所の登録をされた事業所へ優先的に受講の御案内を行っております。今回、定員にまだ空きがある枠について、全体へ御案内を行うものです。そのため、受講可能人数が限られますことをご了承ください。

3 日
前・後編の2回で完結する講座となっております。2回通しての参加をお願いします。なお、それぞれ同内容で午前と午後2回ずつ開催しますので、ご都合の良い時間帯で御参加ください。
新規事業所等の申込状況の都合上、各回の募集人数が異なりますので、御了承ください。
当日は開始時間の15分前から受付を開始いたします。

【前編】
(1) 令和元年 9月12日(木)10:00～13:00
(2) 令和元年 9月12日(木)14:00～17:00

【後編】
(1) 令和元年 9月19日(木)10:00～13:00
(2) 令和元年 9月19日(木)14:00～17:00



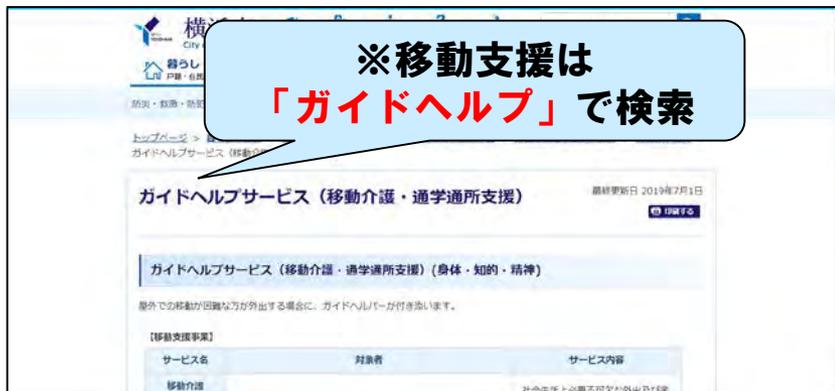
次年度も開催予定。ぜひご受講ください！

最新情報は随時確認を！①

■横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

検索キーワードを入力
※訪問系サービスは
「ホームヘルプ」で検索



◆移動支援⇒<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/shien/haken.html>



◆訪問系サービス⇒<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/zaitaku/service/haken.html>

ホームページに掲載の資料一覧

掲載場所	掲載資料
ホームヘルプ（居宅介護等事業）	<ul style="list-style-type: none">◆ 契約書等参考様式 （契約書、重要事項説明書等）◆ 請求に関する書類 （過誤申立書、事故報告書）◆ 横浜市からの通知等◆ 集団指導の資料◆ 運営ガイド・自己点検書 等
ガイドヘルプ（移動支援事業）	<ul style="list-style-type: none">◆ 横浜市移動支援事業の概要について◆ 事業者登録申請等に必要書類 （登録関係書類、運営規程・契約書・重要事項説明書例、変更届、廃止届）◆ 請求に関する書類 （かながわシステム請求マニュアル、サービスコード、サービス提供報告書様式等、過誤申立書、事故報告書）◆ 集団指導の資料◆ 自立通学通所支援の資料◆ 運営ガイド・自己点検書 等

最新情報は随時確認を！②

■「障害福祉情報サービスかながわ」（通称:らくらく）

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/

「横浜市からのお知らせ」

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト

障害福祉情報サービスかながわ

ふりがなをふる

事業所名、運営法人名、事業所番号から検索

例:かながわ 例:1401234567

検索

障害福祉サービス

事業所をさがす

書式ライブラリ

神奈川県内の障害福祉サービス事業所を検索できます。

神奈川県及び政令・中核市の行政文書を掲載しています。

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト

障害福祉情報サービスかながわ

ふりがなをふる

事業所名、運営法人名、事業所番号から検索

例:かながわ 例:1401234567

検索

書式ライブラリ

書式情報をダウンロードすることができます。トップカテゴリーを選択、または検索条件を入力して検索ボタンを押下してください。

検索条件を入力してください。

検索条件

文書名・文書内容:

登録日付: 年 月 日 ~ 年 月 日
(入力例: 2002年08月10日)

検索

トップカテゴリーを選択してください。

1. 神奈川県からのお知らせ
2. 横浜市からのお知らせ

・ [2016/10/13]
[E in SunSunマルシェ」出店者を募集します](#)

[2016/10/13]
[相談支援従事者現任研修の演習（事前課題）について](#)

[2016/10/11]
[報シート提出について](#)

最新情報は随時確認を！③

■ かながわ自立支援給付等支払システム 「掲示板」

The image shows a screenshot of the Kanagawa Independent Support Payment System website. The browser address bar shows the URL: <http://192.168.22.5/>. The page title is "かながわ自立支援給付等支払システム" and the page content is "掲示板".

The left sidebar contains a menu with the following items:

- お知らせ
- お知らせ
- エラー表示
- 支援費支払
- 支給額計算
- 支給決定情報
- 契約内容登録
- 請求情報登録
- 支払情報生成機能
- 検索
- ファイル転送
- 標準システム運用
- 事業者登録
- 事業者登録
- ポータル
- ユーザ情報保守
- 規定様式ダウンロード
- 掲示板
- 初年度導入
- ログアウト

The main content area displays a table of notices:

登録日	登録者	タイトル	説明
H25/09/02	国保連	H25.9障害者スケジュール(看護分)	A4横の事務処理スケジュールが誤っていました。
H25/08/30	国保連	H25.9障害者スケジュール(事業所用)	
H25/08/22	国保連	H25.9高齢スケジュール	
H25/08/16	南足柄市	南足柄市・日中一時支援事業提供実績記録票	日中一時支援事業提供実績記録票 H25年度～平成25年8月現在の名簿です。
H25/08/14	神奈川県(本)	神奈川県障害児通所支援等名簿	指定障害福祉サービス事業所名簿(平成25年7月1日現在)
H25/07/22	神奈川県(本)	指定事業所名簿(平成25年7月1日現在)	指定障害福祉サービス事業所名簿(平成25年7月1日現在)
H25/07/17	横浜市	【横浜市】移動支援自立支援加算説明資料	移動支援事業の通所通所支援「自立支援加算」の説明資料です。
H25/07/09	横浜市	【横浜市】移動支援サービス提供報告書	H25年7月提供分より記入・提出方法を変更します。
H25/06/28	神奈川県(本)	神奈川県指定障害児通所支援事業所等名簿	平成25年6月1日現在の名簿です。
H25/06/08	相模原市	相模原市単独ほかサービスコード表	H25.4提供分からの相模原市単独サービスコード表です。
H25/05/02	茅ヶ崎市	【茅ヶ崎市】H25年度単加算サービスコード一覧	平成25年度単加算サービスコード一覧です。
H25/05/02	小田原市	【小田原市】25年度単加算請求サービスコード	25年度GHCH単加算請求サービスコード(小田原市分)です
H25/05/02	平塚市	【平塚市】GHCH単加算サービスコード	H25年度の単加算サービスコードです。
H25/05/02	海老名市	平成25年度単加算基準コード表	海老名市で登録した基準コード
H25/05/02	伊勢原市	【伊勢原市】H25年度単加算基準コード表	H25伊勢原市の単加算基準コード表です。
H25/04/30	藤沢市	平成25年度地域生活支援事業請求の概要	平成25年度の藤沢市地域生活支援事業のレポート等です。
H25/04/30	平塚市	【平塚市】サービス提供報告書様式等	H25年度のサービス提供報告書・通所申請書等様式です。
H25/04/30	川崎市	【川崎市】H25サービスコード(施設)	(訂正掲載)本年度施設サービスコード表です
H25/04/30	藤沢市	H25年度単加算等基準コード表	平成25年度の藤沢市の基準コードです。一部修正いたしました。
H25/04/30	相模原市	【相模原市】H25.4以降上乗管理事務シート	H25.4提供分以降の上乗管理事務支援シートです。
H25/04/23	国保連	単価情報変更手冊書	
H25/04/22	神奈川県(本)	指定事業所名簿(平成25年4月1日現在)	指定障害福祉サービス事業者名簿(平成25年4月1日現在)
H25/04/16	南足柄市	【南・足上下】地域生活支援事業コード	H25年4月よりコード変更がおります。
H25/04/11	茅ヶ崎市	【茅ヶ崎市】地域生活支援事業登録変更届	障害者自立支援法の改正に伴う地域生活支援事業登録変更届です。
H25/04/10	横浜市	【横浜市】移動支援・入浴 請求マニュアル	移動支援・訪問入浴・施設入浴の請求マニュアル(更新版)です。

At the bottom of the page, there are navigation buttons: "メニュー" and "次頁". The page number is "1 / 2 / 3 / 4 / 5" and "次のページ". The total number of items is "1件から25件 全102件中".

メーリングリストのご案内

横浜市では、訪問系サービス・移動支援事業の事業所を対象としたメーリングリストを使用して、電子メールで通知等を送付しています。

登録がお済みでない事業所は、ぜひご登録ください。

■ 横浜市事業者向けメーリングリスト

kf-helper@city.yokohama.jp まで、

下記事項をお知らせください。

件名：電子メールアドレス登録

本文：①事業所名・事業所番号

②メールアドレス

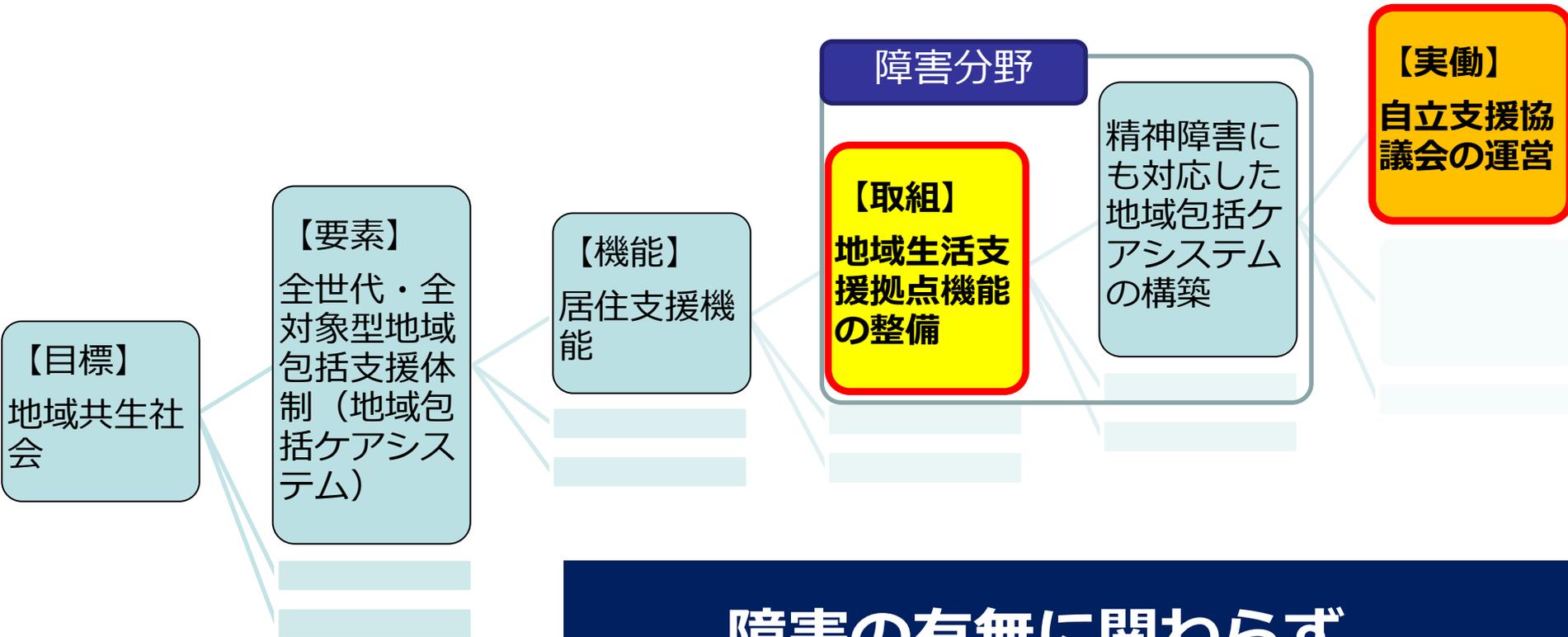
③電話・FAX番号

横浜市における 地域生活支援拠点の整備について



令和元年10月
横浜市

各取組の関係イメージ

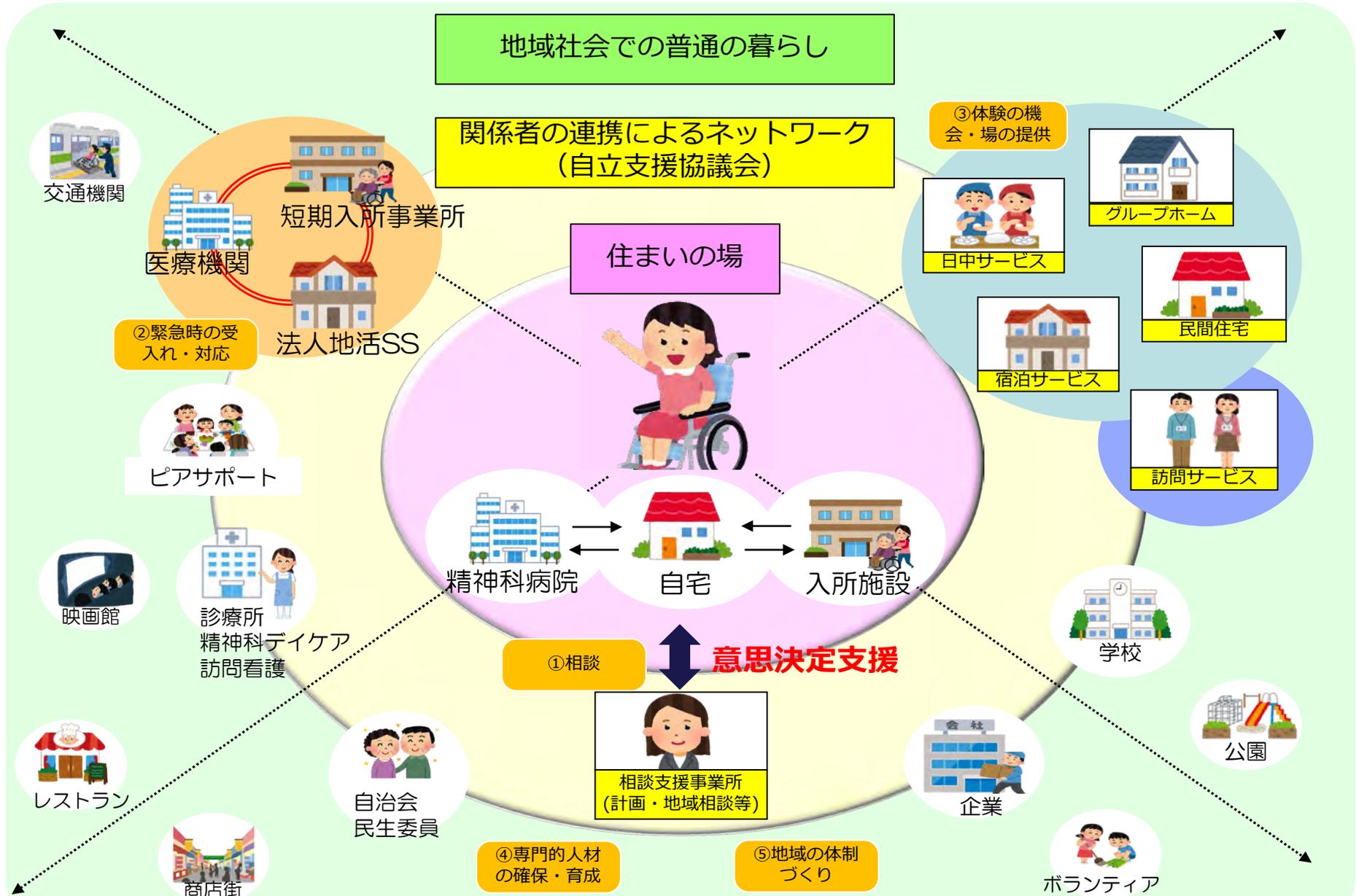


障害の有無に関わらず、
地域で普通に暮らす

目的

- 地域生活支援拠点とは、障害のある方の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が目的です。

障害のある方を地域全体で支えるイメージ図



※本人の意思決定を基に、地域全体で本人のめざす生活の実現を支えていく。その要素に地域生活支援拠点機能も内包される。

横浜市での整備

- 既存資源のネットワーク型による整備
 - 区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関一体の運営によって、既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、地域生活支援拠点を面的に整備します（元年度から順次）。

※地域生活支援拠点機能（5つの居住支援機能）

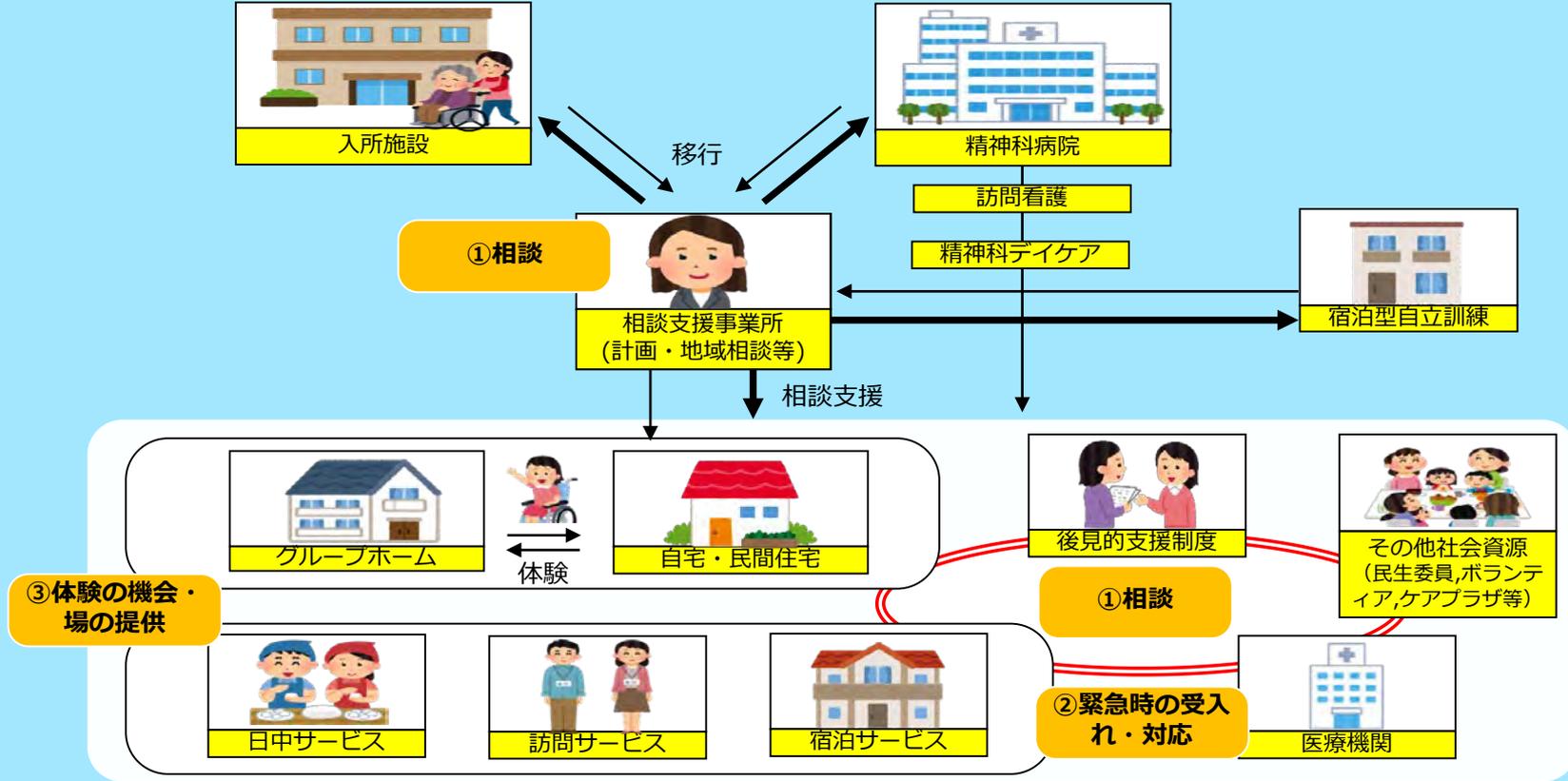
- ①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供
- ④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり

地域生活支援拠点は、地域の皆さん全員が主体者です！

関係機関体制イメージ図

地域移行支援

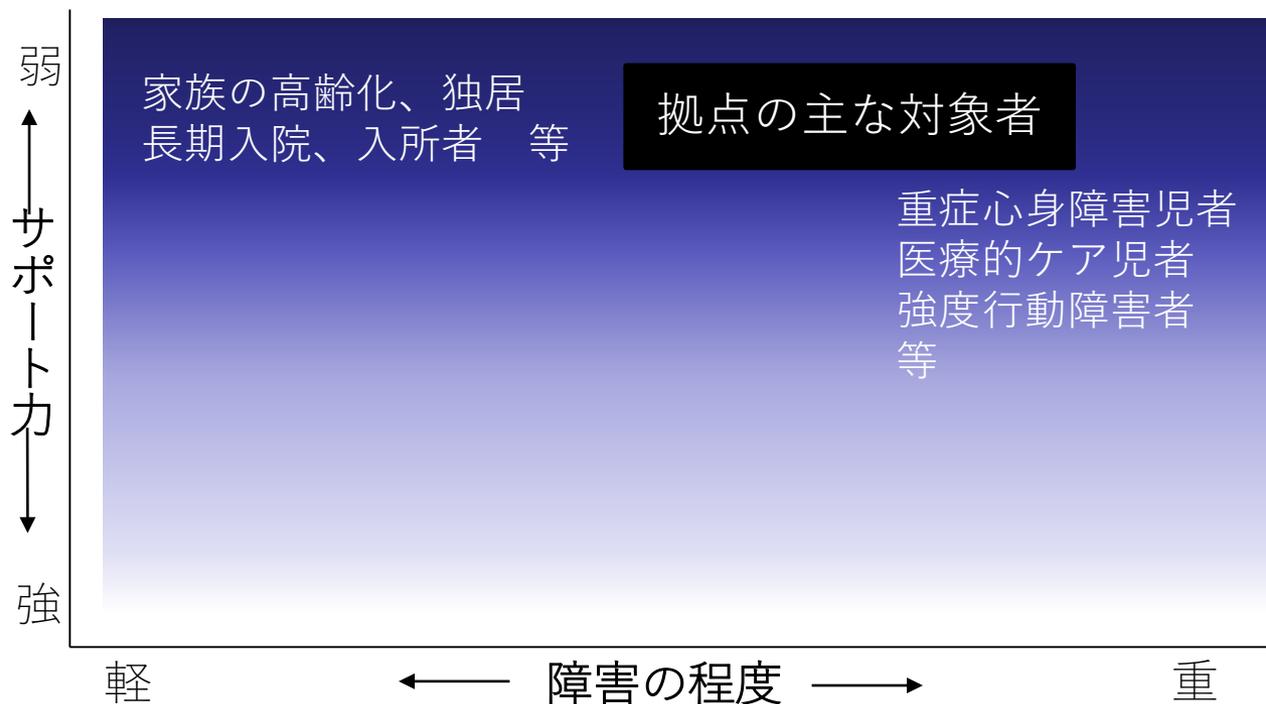
地域定着支援



- 障害のある方の動き
- 関係機関の連携
- 相談支援従事所による個別支援の働きかけ
- 相談支援事業所による地域づくりの働きかけ

主な対象者：サポート力の弱い方

- 障害種別を問わず、全ての障害のある方が対象。特に、本人及び家族などによるサポート力が弱い方を想定。



整備スケジュール

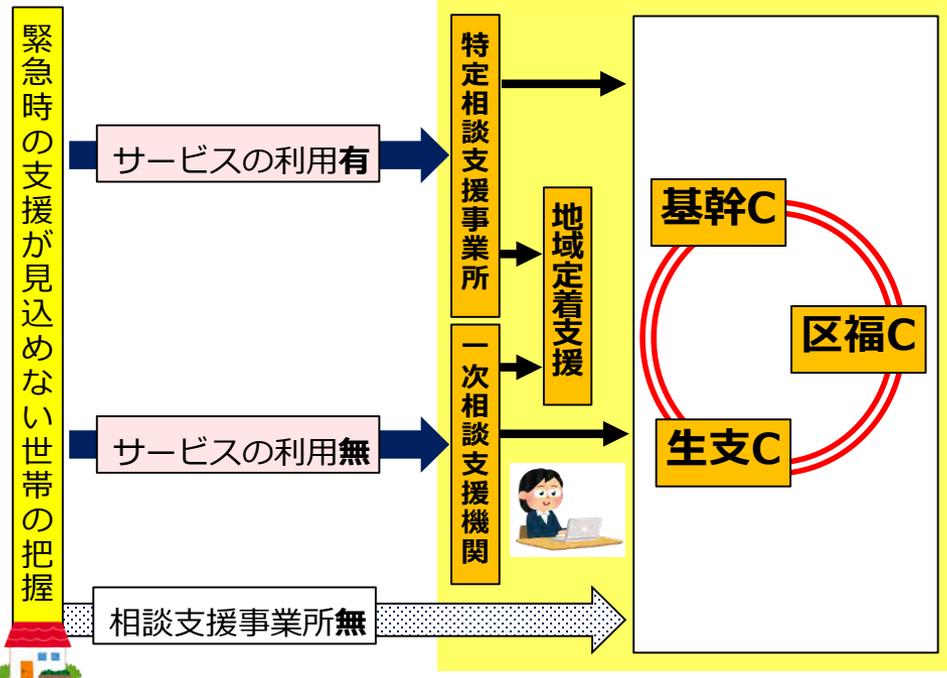
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
トピック	<ul style="list-style-type: none"> ●【市】地域生活支援拠点ガイドラインの策定 ●【区】モデル2区で取組開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●【市・区】地域生活支援拠点の周知 ●【市】地域生活支援拠点の評価指標の策定 ●【市】拠点機能の充足に向けた第4期障害者プランの策定調整 ●【区】既存機能の継続運用及び新規機能の稼働(※新規機能の稼働は9区) 	<ul style="list-style-type: none"> ●【区】残り9区での新規機能の稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ●【市】第4期障害者プランの策定・稼働 	
①相談	地域生活支援拠点ガイドラインの策定	【市・区】指定特定相談支援事業所等へ周知、稼働準備 		第4期横浜市障害者プランの策定・稼働	
②緊急時の受入れ・対応		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【区】法人地活の緊急受入れ対応新稼働</div> 	【市】入所施設及び短期入所事業所等との協力体制の調整 		【市】在宅生活を支える体制の検討・調整 
③体験の機会・場の提供		【先行9区】各事業所情報等の集約開始 	【残り9区】各事業所情報等の集約開始 		
④専門的人材の確保・育成		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【区】自立支援協議会の継続運営</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【市】研修の継続開催</div> 			
⑤地域の体制づくり		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【市・区】自立支援協議会の継続運営</div> 			

①相談

★ポイント★ 将来を見据えて予防的に取り組む、緊急時の支援体制を整える

- 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

本市の運用



主たる相談支援事業所を中心に
 ア 緊急時予防・対応プランの作成と予防的取組の実施
 イ 主たる相談支援事業所閉所時の対応体制の確保

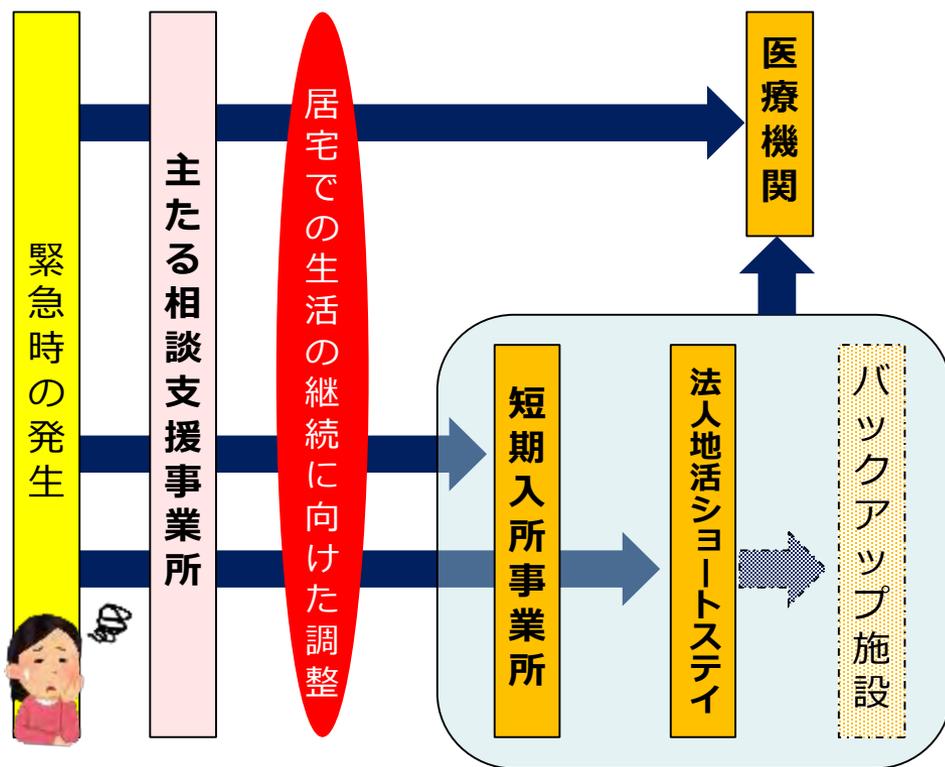
緊急時予防・対応プラン（知的障害のある方の場合の例）

緊急事態	自己対応	家族の対応	支援者の対応	関係機関連絡先
家族の体調が悪くなり、食事の用意ができない	コンビニでお弁当を買う	必要に応じて支援者に連絡し協力を依頼する	家族からの連絡を受け、ご本人の状況を確認する	●●相談室△さん TEL:
親族の逝去等により、家族が急きょ数日間不在になる	居宅介護サービスを利用しながら、自宅で過ごす	支援者に連絡し、居宅介護サービスの利用調整を依頼する	家族からの連絡を受け、居宅介護サービスの利用調整を実施する	●●相談室△さん TEL:
家族が入院等で長期間不在になる	親戚等の協力を得て、落ち着いて過ごす	親戚に連絡し、ご本人の宿泊を依頼。調整困難な場合には、支援者に連絡し、短期入所の利用を依頼。	家族からの連絡を受け、短期入所の利用調整を実施する	●市外在住の親戚○さん TEL: ●●相談室△さん TEL:

② 緊急時の受入れ・対応

★ポイント★ 居宅での支援体制及び居宅以外での受入れ体制を整備する

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能



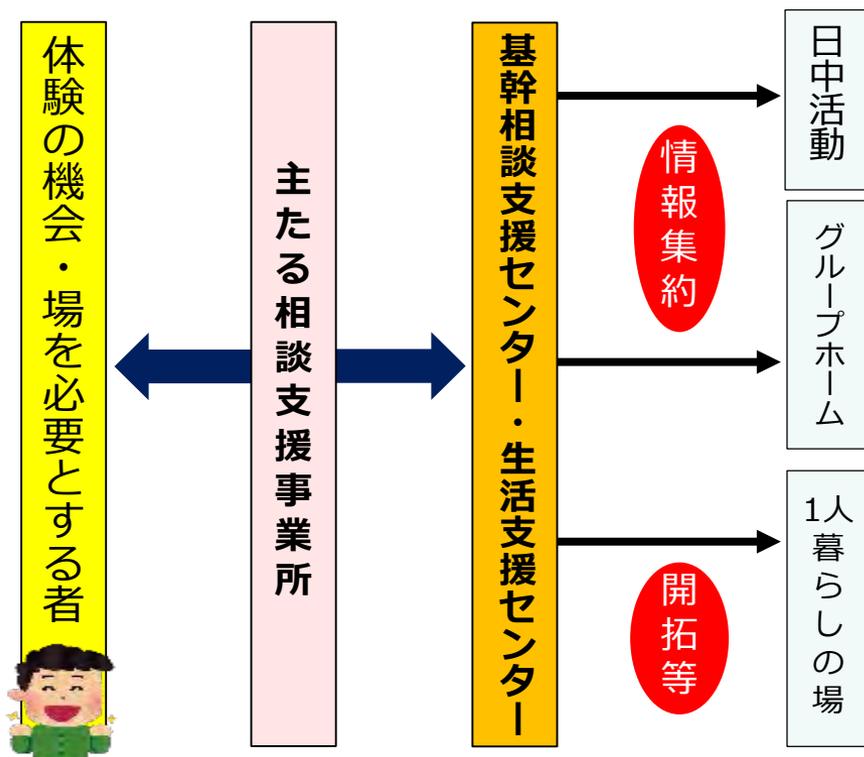
本市の運用

- 主たる相談支援事業所を中心に
- ア 居宅での生活の継続に向けた調整
- イ 居宅での生活継続が困難な場合には、緊急受入れ先の調整
- ウ 緊急受入れ期間中に在宅復帰に向け、サービス利用調整等の支援を実施
- エ 緊急受入れ終了後のフォローを実施

③体験の機会・場の提供

★ポイント★ 本人のニーズに合った体験の機会・場を確保する

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能



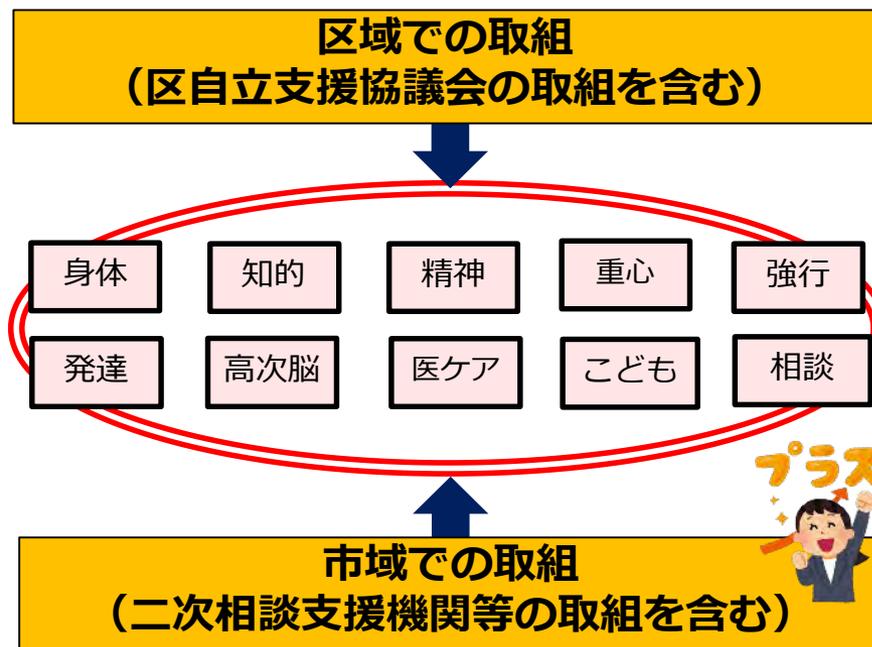
本市の運用

- 主たる相談支援事業所が本人のニーズに合った体験の機会・場の設定を支援
- 各区基幹相談支援センターで日中活動系サービス事業所及びグループホーム等の情報集約
- 1人暮らしの体験の機会・場の充足に向けた働きかけ

④ 専門的人材の確保・育成

★ポイント★ 支援者の育成・スキルアップを図る

- 医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能



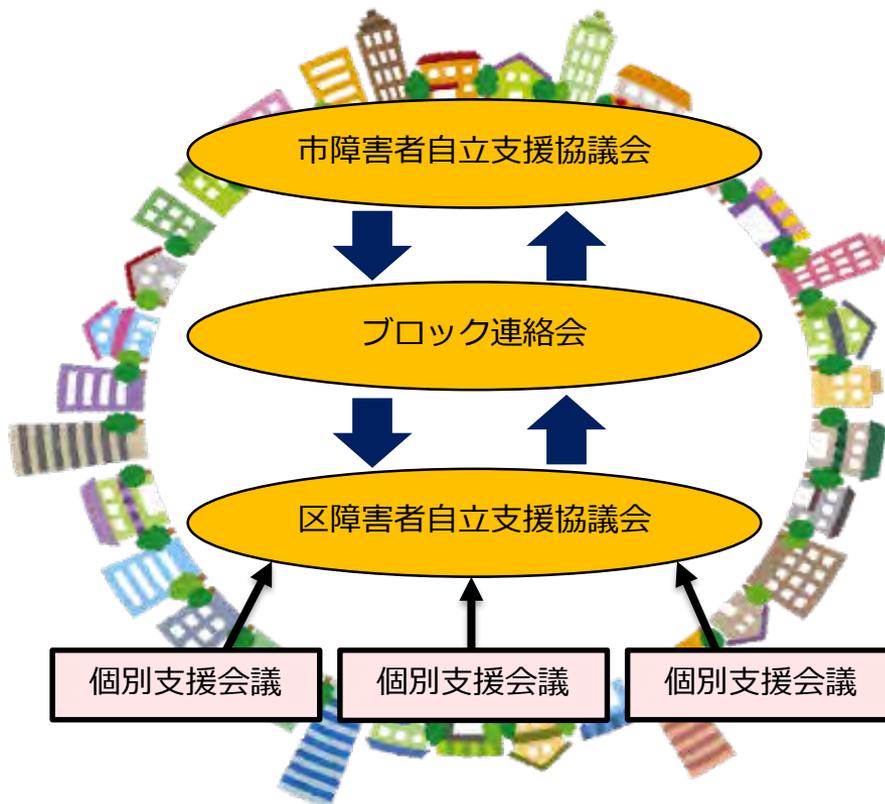
本市の運用

- 区自立支援協議会での研修等の取組
- 市域での研修の開催

⑤地域の体制づくり

★ポイント★ 障害福祉分野を超えて、地域のあらゆる資源を活用する

- 地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



本市の運用

- 障害者自立支援協議会を軸とし、地域の多様な社会資源と連携しながら構築を図る

7 計画相談支援事業



計画相談支援とは ①

- 計画相談支援では、障害児者の希望する生活の実現や適切なサービス利用等のため、サービスの必要性や必要量を考慮し、**サービス等利用計画書を作成**するなど、支給決定前からサービス利用終了まで、継続的に支援を行います。
- 平成27年4月から、**サービスの支給決定を受けるためには、指定特定相談支援事業者**（以下、「相談支援事業者」と記載）等が作成する**サービス等利用計画書の作成が必須**となりました。また、サービス等利用計画書の作成を相談支援事業者が行う場合は、サービス利用開始後一定期間ごとに、本人の状況把握や利用するサービスの適正確認等（モニタリング）を行うこととされています。

計画相談支援とは ②

- サービス等利用計画書には、障害児者の生活全体における目標や希望、実現するために解決していくべき課題等が記載されており、各サービス提供事業者は、このサービス等利用計画書の内容及び各サービス提供事業者の果たすべき役割を踏まえた個別支援計画を作成します。
- 既に障害福祉サービス等を利用する方に相談支援事業者が計画相談支援を実施する場合、これまでに関わりのあるサービス提供事業者で把握されている経過や事業所での支援目標等を共有させていただきます。そのうえで、第三者の視点をもってサービス等利用計画書を作成することで、より充実したものにしていきます。
- そのため、相談支援事業者から情報提供や個別支援会議等への出席の依頼があった際には、ご協力をお願いいたします。

指定特定相談支援事業者との連携①

- 指定基準省令に見る連携の根拠
【指定障害福祉サービス側】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(指定基準)

第十二条（連絡調整に対する協力）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは**特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。**

第四十三条（準用）

(第十二条を含め) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護についても準用される。

指定特定相談支援事業者との連携②

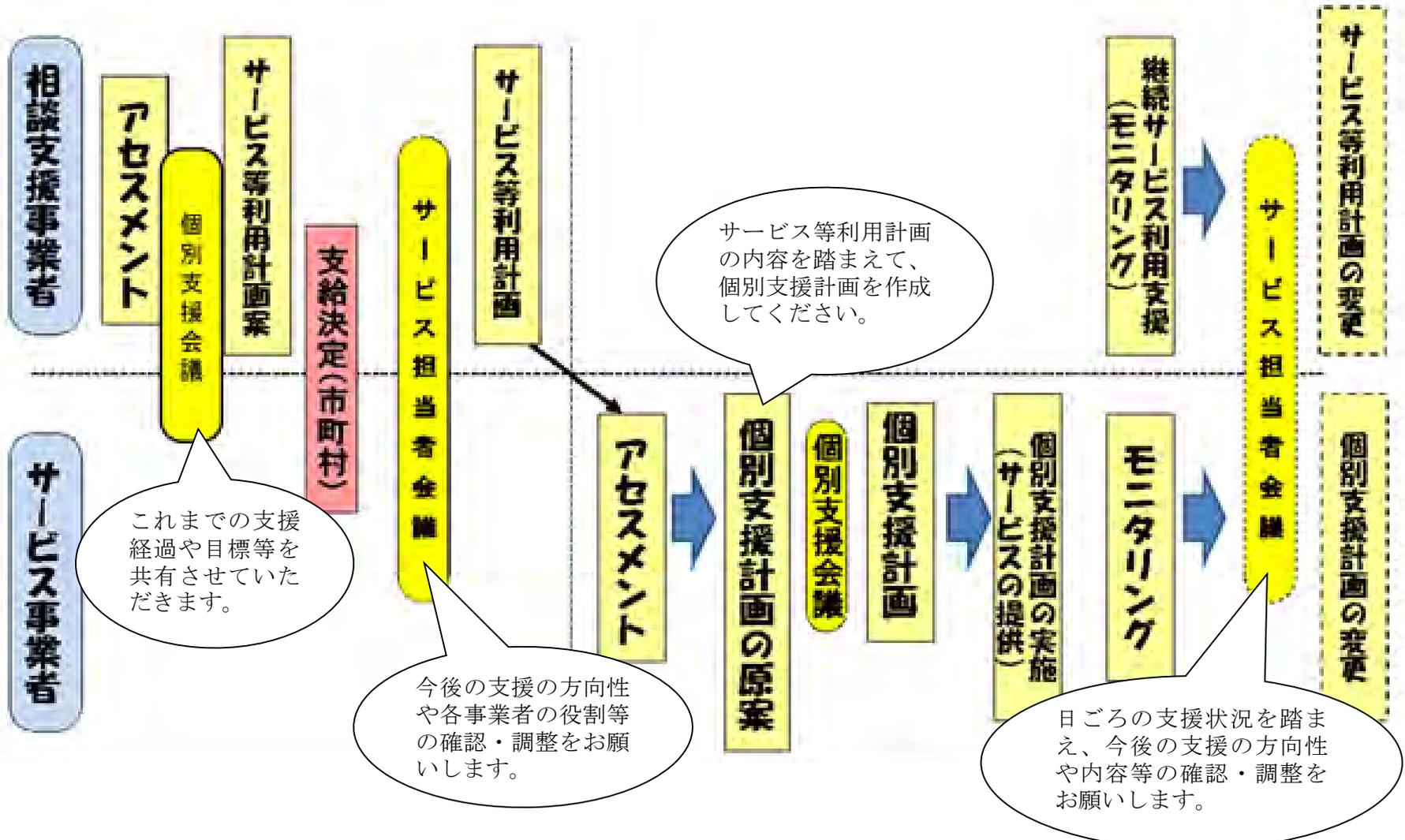
・指定基準省令に見る連携の根拠

【指定特定相談(計画相談)支援側】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(指定基準)

相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

指定特定相談支援事業者との連携③



サービス等利用計画と個別支援計画 の違い

サービス等利用計画 (人生の設計図となるもの)
生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したものであり、障害福祉サービス等の必要性を見立てたもの
支給決定の根拠となる
本人はもとより、 複数の事業者が同じ方向を向いて 支援していくべき指針となるもの
【特徴】サービス等を「つなげる」「広げる」支援



個別支援計画 (夢や希望の道標となるもの)
必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの
サービス提供の根拠となる
個別支援計画は、 事業所内の職員が本人と同じ方向を向いて 支援していくべき指針となるもの
【特徴】サービス等を「深める」支援

その他 ①

□指定特定相談支援事業所の指定申請手続き

指定特定相談支援事業者の指定申請に必要な書類については、「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページに掲載しています。そちらをご確認いただき、何かご不明な点がございましたら、局所管課にご連絡ください。

【担当】 横浜市 健康福祉局 障害福祉課 地域活動支援係
〒231-0021 横浜市中区日本大通18番地 KRCビル 6階
TEL : 045-671-3602
Mail : kf-soudanshien@city.yokohama.jp

その他 ②

※業務ガイドライン及び人材育成ビジョンをはじめ、計画相談支援事業についての詳細は、下記横浜市ホームページでご確認ください。

(横浜市ホームページのトップ画面右上の検索キーワード入力欄に、「相談支援」と入力して検索してください。)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/sodan/sogo/soudan-jigyosha/>

(健康福祉局障害福祉課 相談支援事業者向けホームページ)

※指定申請に必要な申請書は、下記「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページからダウンロードできます。

(「障害福祉情報サービスかながわ」で検索→画面左下「書式ライブラリ」→「2. 横浜市からのお知らせ」→「②-2 新規指定に関する届出様式(障害者総合支援法 特定相談・一般相談)」)

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=106&topid=2

障害者虐待の防止と対応

(令和元年度
横浜市指定障害福祉サービス事業所等集団指導)



令和元年10月24日、25日

健康福祉局障害企画課

本日の流れ

1 障害者虐待防止法とは

2 障害者虐待とは

3 虐待事例への対応状況★

4 障害者福祉施設従事者の役割★

5 横浜市の体制★

(参考) 障害者差別解消の推進

1 障害者虐待防止法とは

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月1日施行）

我が国 4 番目の虐待防止法

（目的）

第1条 この法律は、……障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の**予防及び早期発見**その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた**障害者に対する保護及び自立の支援**のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の**養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援**……のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

2 障害者虐待とは

○行為の主体による分類

定義	行為の主体
<u>養護者</u> による障害者虐待	家族や親族、同居人等
<u>障害者福祉施設従事者等</u> による障害者虐待	障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」または「障害者福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者
<u>使用者</u> による障害者虐待	障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

2 障害者虐待とは

○行為の種類による分類 ①

区分	主な内容
<u>身体的虐待</u>	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛りつけたり、過剰な投薬による身体の動きを抑制する行為 【具体例】 平手打ち、殴る、蹴る、つねる、火傷、 身体拘束 など
<u>性的虐待</u>	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意を見極める必要がある） 【具体例】 性交、性器への接触、性行為の強要、裸にする、キスするなど
<u>心理的虐待</u>	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体例】 「バカ」、「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴るなど

2 障害者虐待とは

○行為の種類による分類 ②

区分	主な内容
放棄・放任 (<u>ネグレクト</u>)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体例】 食事や水分を十分にとらせない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化、汚れた服を着させ続けるなど</p>
<u>経済的虐待</u>	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用するなど</p>

2 障害者虐待とは

～身体拘束に対する考え方

障害者虐待防止法では…

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」 = 身体的虐待

身体拘束が日常化することにより更に深刻な虐待への第一歩となる危険性

やむを得ず身体拘束する場合であっても
→ その必要性を慎重に判断。 その範囲も最小限に。

やむを得ず身体拘束を
行うときの留意点
(3つの要件)

切迫性

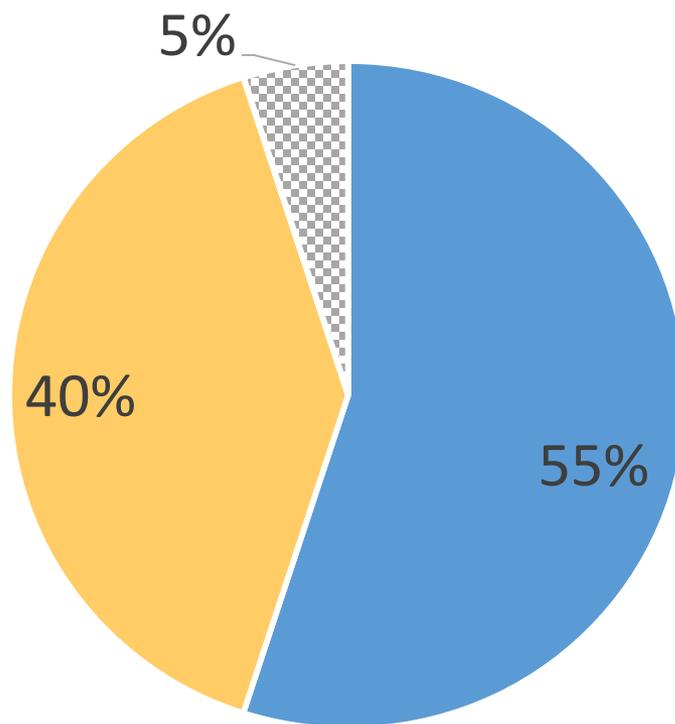
非代替性

一時性

「身体拘束ゼロへの手引き」 (厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議)
平成13年3月

3 虐待事例への対応状況

横浜市の
平成30年度
の状況



■ 養護者 ■ 障害者福祉施設従事者 ☒ 使用者

3 虐待事例への対応状況

◆ポイント◆

**虐待であると判断されていない
案件の中には、
支援上の問題がある案件もある。**

4 障害者福祉施設従事者の役割

＜障害者虐待防止法が定めるもの＞

○ **障害者虐待の防止等のための措置**

- ・ 職員研修の実施
- ・ 利用者及びその家族からの苦情を
処理するため体制の整備 など

○ **障害者虐待に係る通報**

○ **障害者虐待の早期発見**

4 障害者福祉施設従事者の役割

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、**障害者福祉施設従事者等の研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける**障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報**しなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第6条

2 **障害者福祉施設**、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

4 障害者福祉施設従事者の役割

〈横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例〉

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、**虐待の防止**等のため、**責任者の設置その他の必要な体制の整備**を行うとともに、その従業者に対し、**研修の実施その他の措置**を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止) 　　《療養介護の例》

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(運営規程) 　　《生活介護の例》

第91条 指定生活介護事業者は、**・・運営規程・・**を定めておかななければならない。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

4 障害者福祉施設従事者の役割

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と
対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」
平成30年6月 厚生労働省

改訂版

「障害者虐待防止の手引き」
平成24年10月 全国社会福祉協議会
・ 障害者の虐待防止に関する検討委員会

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と
対応の手引き（自治体向けマニュアル）」
平成30年6月 厚生労働省

改訂版

障害者虐待発見チェックリスト

《身体的虐待のサイン》

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

《放棄・放任のサイン》

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

《性的虐待のサイン》

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

《経済的虐待のサイン》

- 働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※ 厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

《心理的虐待のサイン》

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりの様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

4 障害者福祉施設従事者の役割

◆ポイント（お願いしたいこと）◆

ちょっとした変化に気づき、
気に留めることが大事です。

5 横浜市の体制

○市町村障害者虐待防止センター（障害企画課）

（市町村障害者虐待防止センター）

第32条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。



- ・ 通報、届出の受理（窓口）
- ・ 養護者による虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- ・ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動

5 横浜市の体制

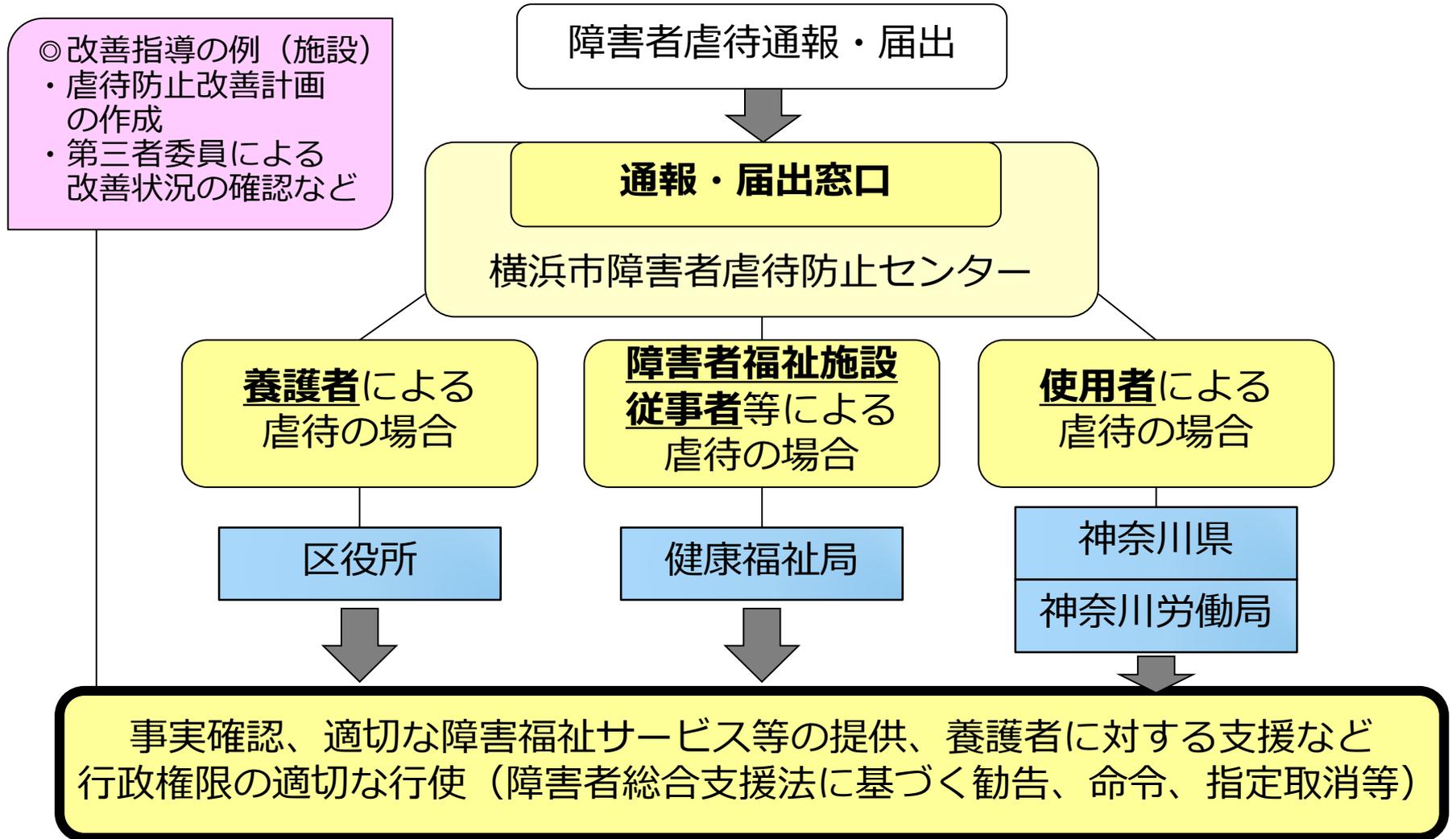
○障害者虐待通報・届出窓口の設置

- 開設日 平成24年10月1日
- 受付時間 24時間365日 専用回線により対応
- 実施体制 精神保健福祉士や社会福祉士等を配置し、専門性を有する事業者へ業務委託（市町村虐待防止センターの一部業務を委託により実施）

※ 通報等の内容から虐待が疑われるケース
健康福祉局に連絡するとともに、生命・身体に重大な危険が生じている恐れがあるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察等へ通報

TEL 045-662-0355（24時間受付）

本市における障害者虐待通報・届出の対応フロー



5 横浜市の体制

◆ポイント（お願いしたいこと）◆

- 虐待（疑い含む）は通報を。
- 事実確認に
ご協力をお願いします。

障害者差別解消の推進について



横浜市健康福祉局障害企画課

障害者差別解消法のポイント①



この法律は、

- ◎ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会**の実現に資することを目的としています。
- ◎ 「**行政機関等**」及び「**事業者**」に対して、障害を理由とする差別（障害者差別）の禁止を求めています。
- ◎ この法律における「**障害者差別**」は、次の2つです。
 - ① 「**不当な差別的取扱い**」をすること
 - ② 「**合理的配慮**」を提供しないこと

※事業者：①は禁止(法的義務)、②の配慮の実施は努力義務



障害者差別解消法のポイント②

◎ 事業者が「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に適切に対応するために、各事業分野を担当する省庁が「**対応指針**」（ガイドライン）を定めています。

「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」
厚生労働省 平成27年11月策定

◎ 障害者差別を受けたとの相談については、**事業を担当する行政機関等、既存の相談窓口で対応**していくこととしていますが、事業者においても、**自ら相談に対応**する体制を整備しておくことや**職員の研修・啓発**を行うことも重要です。
(対応指針より)

※ 横浜市では、事業者による差別で相談対応によって解決が図られなかった事案を対象に、調整委員会による あっせんの仕組みを設けています。

「合理的配慮」について



- 過重な負担に当たると判断した場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいとされています。
 - 内容によっては、「**建設的な対話**」をもって代替案について話し、解決を図ることも大切です。
-

【参考】

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

厚生労働省ホームページ（対応指針）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sabetsu_kaisho/index.html

横浜市ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/sabetsu-kaisyou/>

ご清聴

ありがとうございました。



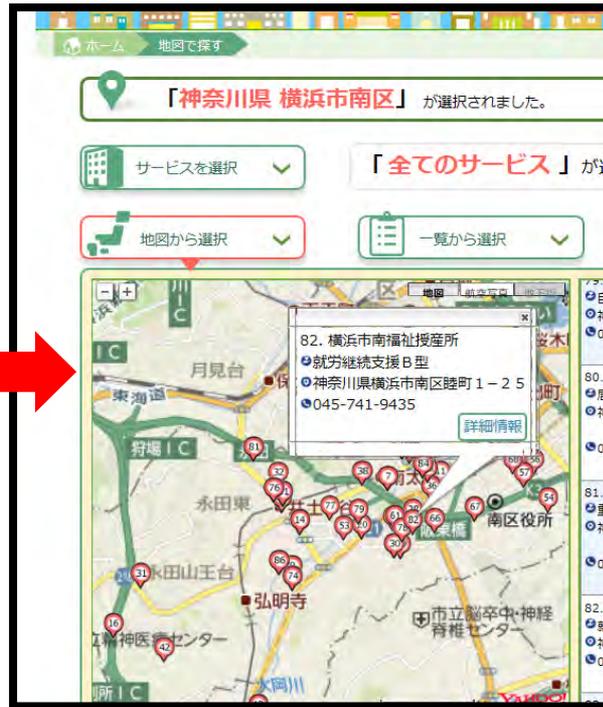
障害福祉サービス等 情報公表制度について

横浜市健康福祉局障害企画課



1 障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から施行された障害福祉サービス等情報公表制度に伴い、ウェブサイト「**障害福祉サービス等情報検索(WAMNET)**」が公開されました。



ウェブサイトイメージ図

2 障害福祉サービス等情報公表制度とは

□ 制度設立の趣旨・目的

障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中で、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすること、事業者によるサービスの質を向上することが重要な課題となっています。このため、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として本制度が設立されました。

□ 根拠法

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3
- ・ 児童福祉法第33条の18第1項

■ 気を付けていただきたいこと

- ・ **毎年度、報告年度の4月1日時点の「障害福祉サービス等情報」を報告する必要があります**
- ・ **年度途中に「障害福祉サービス等」に変更が生じた場合は、随時報告する必要があります**

3 障害福祉サービス等情報の公表までの手順

① 「障害福祉サービス等情報公表システム法人ID発行依頼票/事業所情報追加（変更/削除）依頼票」（以下「発行依頼票」という。）に法人基礎情報を記入し健康福祉局障害企画課宛にEメールで依頼する。

※ログインID・パスワードは自治体及び法人ごとに1つです。市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



② ≪障害福祉サービス等情報公表システム (WAMNET) ≫からログインID・パスワードがメールに届く



③ ②のシステムにログインし、事業所の詳細な運営情報を入力し、横浜市に承認依頼をする



④ 横浜市が内容を確認し、承認又は差し戻しを行う
(差し戻しの場合は、差し戻し理由を確認・再入力し、承認依頼をかける)



⑤ 承認の場合≪障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET) ≫に公表開始

4 障害福祉サービス等情報の更新までの手順

- ① <<障害福祉サービス等情報公表システム>>にログインし、
毎年度4月1日時点の事業所の詳細な**運営情報**を入力し、横浜市に**承認依頼**をする

※ログインID・パスワードは自治体及び法人ごとに1つです。

市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



- ②横浜市が内容を確認し、承認又は差し戻しを行う
(差し戻しの場合は、差し戻し理由を確認・再入力し、承認依頼をかける)



- ③<<障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET)>>に**公表開始**

※年度途中による変更時も更新の手順と同様とする

【参考①】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順 (まだID等を発行していない事業者のみ)

【IDが未発行の場合】

発行依頼票に**法人基礎情報**を記入し健康福祉局障害企画課宛にEメールで依頼する。

【IDは発行されているが事業所に過不足がある】

発行依頼票に**事業所情報**を記入し健康福祉局障害企画課宛にEメールで依頼する。

■障害福祉サービス等情報公表システム法人ID発行依頼票/事業所情報追加(変更/削除)依頼票

掲載場所:「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「2横浜市からのお知らせ」→「⑨情報公表制度について(障害者総合支援法)」

URL: https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=175&topid=2

■依頼先

健康福祉局障害企画課Eメールアドレス: kf-syositei@city.yokohama.jp

【参考②-1】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行・ログイン方法

発行依頼票で依頼いただいた**法人基礎情報**を健康福祉局障害企画課が**「障害福祉サービス等情報公表システム」**に登録します。その後、**「障害福祉サービス等情報公表システム」**から事業者のEメールアドレス宛にログインID及びパスワードが発行されます。

事業者は発行されたID等を用いてシステムにログインし各情報を入力してください。

From: wadm@wamnet.wam.go.jp
Subject: [障害福祉サービス等情報公表システム]事業者情報登録通知
(社会福祉法人〇〇)

社会福祉法人〇〇 御中

〇〇県ご担当者様より、社会福祉法人〇〇の事業者情報が障害福祉サービス等情報公表システムに登録されました。
下記のログインURLにアクセス頂き、ログインID/パスワードを使用してログインが可能であることをご確認ください。

システムのログインURL: <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>
ログインID: XXXXXXXXXXXX
パスワード: XXXXXXXXXXXX

また、ログインした後、以下の手順で事業所詳細情報の入力をお願い致します。

手順1.システムにログイン後、画面上部にある「事業所情報の照会・編集を行う」メニューをクリックする。

メールに貼られている「システムのログインURL」からウェブサイト「障害福祉サービス等情報公表システム」を開き、ログインする。



メールに書かれている手順に従って事業所の詳細情報を入力する。(事業所を検索後、事業所名称をクリックすると事業所詳細情報の入力画面に切り替わります)



事業所詳細情報を入力後一時保存をしてから、承認依頼をする。



横浜市が確認後、承認すると公表される。

ログインID・パスワードの書かれたメールのイメージ

【参考②-2】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行・ログイン方法

◀◀障害福祉サービス等情報公表システム▶▶ログイン 画面

障害福祉サービス等情報公表システム

WAM NET
Community

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

①発行されたログインID・パスワードを入力

②ログインをクリック

【参考③】パスワードの変更について

① «障害福祉サービス等情報公表システム»のログイン ページを開く

障害福祉サービス等情報公表システム

WAM NET
Community

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

② 「こちら」をクリック

お知らせ

- ❗ 一部機能の見直しについて【事業所申請状況】及び「検索結果」の表記の見直しについて
- 🟢 パスワードをお忘れの場合は[こちら](#)
- 🟢 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板は[こちら](#)

(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)

公表システム

パスワードリセット

本画面ではパスワードの初期化(パスワードリセット)を行う事ができます。

入力された情報とシステムに登録されている情報が一致した場合に、システム連絡先メールアドレス宛てに初期パスワードが送信されます。

ログインID

パスワードを初期化する

③ 「ログインID」を入力し、
パスワードを初期化するボタンをクリック
※ログインIDの前後に空白スペースがあると、
入力できません。

【参考④】事業所情報が公表されているかの確認方法について



① ウェブサイト

障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET) を開く

URL【 <http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do> 】



② 事業所を検索して出てくるか確認する



③ 出てきた場合、更新申請をする 出てこない場合、新規登録をする



お問い合わせ先

情報公表制度に関する情報の掲載場所

- ☆ 横浜市からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。
『障害福祉情報サービスかながわ』で検索
「書式ライブラリ」→「2 横浜市からのお知らせ」→「⑨情報公表制度について（障害者総合支援法）」
- ☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



【障害者総合支援法に基づくサービスに関すること】

横浜市健康福祉局障害福祉部
障害企画課企画調整係
電話：045-671-3601 F A X：045-671-3566
メールアドレス：kf-syositei@city.yokohama.jp

【児童福祉法に基づくサービスに関すること】

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課
電話：045-671-4274
メール：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp



御清聴ありがとうございました

**ご質問・ご意見は「横浜市電子申請・届出サービス」より入力・送信をお願いします。
頂いたご質問については、後日まとめてQ&Aとして回答させていただきます。**

★横浜市ホームページから

横浜市トップページ → (「暮らし・総合」内の) 電子申請 →
「集団指導」と検索

★下記のURLから

＜令和元年度指定障害福祉サービス事業者集団指導(訪問系・移動支援) 質問・アンケートフォーム＞

PCから

【<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1569909743641>】

スマートフォンから

【<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/sform.do?id=1569909743641>】